

免許取得後の入管申請

1	<input type="checkbox"/>	外免切替等による日本運転免許取得後は、速やかに特定技能ビザに切り替える
2	<input type="checkbox"/>	特定活動ビザは更新不可。6か月以内に日本運転免許を取得できない場合、引き続きの雇用不可
3	<input type="checkbox"/>	「特定活動」から「特定技能」への在留資格変更許可申請を行った場合において、変更許可が「特定活動」の在留期間の満了の日までになされないときは、当該許可がされる時又は特定活動在留期間の満了の日から2ヶ月が経過する日が終了するときのいずれか早い時までの間は、引き続き特定活動の在留資格を持って在留することができる。

採用検討～入社1か月前 社内での受け入れ準備（社員への研修等）

4	<input type="checkbox"/>	特に外国人採用が初めての場合、受け入れ前に既存社員の理解促進を深めておくことが長期就労のカギ
5	<input type="checkbox"/>	登録支援機関等が、受け入れ準備プログラムを用意している場合がある
6	<input type="checkbox"/>	外国人の入社後も、随時キャッチアップ研修